

〔資料〕

1979年2月7日法律第48号

（保険代理人全国名簿の作成と職務）等

——イタリア保険法典（8）——

岡　　田　　豊　　基

はじめに

1. 本稿の対象

本稿は、イタリアの保険仲介者等に関する以下の法令を翻訳するものである。保険代理人に関して、「1979年2月7日法律第48号（保険代理人全国名簿の作成と職務）」⁽¹⁾（以下、79年法とする）を、保険仲立人に関して、「1984年11月28日法律第792号（保険仲立人名簿の作成と職務）」⁽²⁾（以下、84年法とする）および「1985年4月30日省令（保険仲立人名簿の作成に関する1984年11月28日法律第792号第4条f文に定められた保障基金の設立と機能）」を、保険鑑定人に関して、「1992年2月17日法律第166号」⁽³⁾（1969年12月24日法律第990号の対象となる自動車および船舶の運行、盜難および火災によって生じた損害の査定および評価を行う鑑定人の全国名簿の作成と職務）⁽⁴⁾をそれぞれ翻訳することにした。そして、保険仲立人については、「ブローカー契約」⁽⁵⁾および「元受保険および再保険ブローカー倫理規則」⁽⁶⁾をもあわせて翻訳する。

保険仲介者に関する根拠法規としては、本稿において翻訳する法令の他に以下のものがある。保険代理人に関しては、「1980年4月28日省令

(保険代理人全国名簿の作成および試験委員会の職務に関する1979年2月7日法律第48号第4条に定められた適格性の証明のための綱領および⁽⁷⁾様式)、「1984年2月13日省令(適格性の証明のための試験委員会の事務⁽⁸⁾職員の構成)」、「1991年3月19日省令(保険代理人全国名簿への登録のための手続の通告の通知様式)」、「1979年11月29日の保険専業代理人のための年金および保障金庫の定款および規則」、「1953年6月24日の保険代理人保障金庫に関する全国協定」がある。保険仲立人に関しては、「1984年12月21日省令(保険仲立人名簿の作成に関する1984年11月28日法律第792号第4条g文および第5条f文に定められた保険契約の補償額の決定⁽¹²⁾)」、「1985年7月26日省令(元受保険仲立人および再保険仲立人の名簿の作成に関する1984年11月28日法律第792号第4条h文に定められた適格性の証明様式⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾」がある。そして、保険鑑定人に関しては、「1992年9月9日省令第562号(保険鑑定人全国名簿への登録様式に関する規則)⁽¹⁵⁾」がある。

2. 保険仲介者に対する法規制

イタリア法では、保険代理人および保険仲立人はそれぞれの名簿への登録を定めた79年法および84年法の規制を受ける。両法に定められた登録およびそれに関する原則は、仲介者としての専門的資質および顧客の利益の中で、保険仲介行為の正当な執行を保証することを目的とする。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

両法はともにEC理事会指令1976年12月13日(以下、76年指令とする)を国内法化したものであるが、両法が制定されるまで、イタリアには保険仲介者を規制する特別法は存在しなかった。両法は、その名称が示すように、保険代理人および保険仲立人の名簿への登録を中心に定めるものであり、これらの者に対する募集規制については、代理商および仲立人に関する民法の規定(民法1742条~1765条)⁽¹⁸⁾が適用されることに注意しなければならない。

3. EC 理事会指令

76年指令は、保険仲介者（保険代理人、保険仲立人、副代理人）に関する営業の自由とサービス提供の自由を定めており、その目的は、EC加盟国において保険仲介業務への参入を容易にすることにあった。加盟国すべてが仲介業務の開始およびその後の規制に関する制定法を定めていたわけではなかったので、76年指令は、制定法の存在する加盟国が要求する資格をそれが存在しない加盟国を含めて統一することとした（⁽¹⁹⁾ 参照、79年法5条1項、84年法6条1項）。

4. 保険代理人の意義と代理行為原則

保険代理人とは、保険企業の計算において保険契約を締結する職務を継続して遂行する者であると解されている。⁽²⁰⁾ 保険代理人が法人の場合には、企業登記簿への登記を必要とする。⁽²¹⁾

保険代理業務は、商工省において79年法の定める登録を行った者が営むことができる。保険代理人は自然人または法人を問わず、79年法4条1項に定められた者のみが名簿への登録を行うことができるが、保険仲立人との兼職は禁止される（79年法3条）。そして、名簿から名義が抹消された場合には、代理権限が剥奪される（同9条）。また、保険代理人名簿に関する全国委員会および県委員会（Commissione nazionale e Commissione provinciale per l'albo degli agenti di assicurazione）が、登録された代理人の法定要件、専門性、業務の正当性等の監視を行う（同⁽²²⁾ 13条以下）。

5. 保険代理契約の原則

保険代理人に対しては、同業組合の規範または慣習に抵触せず、かつ、保険業の性質と両立するものである限り、民法の代理商の規定（民法1742条～1752条）が適用される（民法1753条）。

保険代理契約に関する法原則は、民法1903条と、1961年3月18日共和

国大統領令第387号で法的効力を有するに至った1951年10月10日全国協定とにより構成される。この協定は、現在、1994年 ANIA/SNA-UNAPASS 共同協定に取り込まれている。

代理商に関する民法の規定の中に、その拘束の権利を定めている民法1743条がある。同条は、本人は同一地区内において同一の業務について同時に複数の代理商を置くことはできず、代理商は同一地区内で同一の分野につき協業関係にある複数の企業の業務を遂行する任務を負うことはできないと定め、いわゆる代理商の専属制を明示している。しかし、前掲の共同協定は拘束に関して次のような契約を認めている。①絶対的に双方を拘束する代理商契約、②拘束しない代理商契約、③本人を拘束する権利のついた代理商契約。ただし、この場合、代理商独占権は他の代理人に対してだけ有効とされ、代理人は本人のためだけに業務を遂行しなければならず、本人は同一地区内にいる他の代理人には委任できないが、他種の仲介者には委任できる。④本人を拘束する権利を伴うが代理人を拘束する権利のない代理商契約。そして、保険代理人は、契約取得手数料および保険料徴収手数料に対して権利を有する。⁽²³⁾

6. 保険仲立人（ブローカー）の意義と仲立行為原則

保険仲立人とは、危険の保障に関してこの者の協力を得ながら諸々の措置を講じようとする主体を、義務に拘束されることなく、保険企業と直接的関係に置くこと、および当該契約内容の決定においてこの主体を扶助し、その経営および執行において適宜協力することを営業として執行する者いう（84年法1条）。それゆえに、保険仲立人の職務は、保険契約の締結および履行において保険契約者または被保険者（以下、保険契約者等とする）⁽²⁴⁾に協力することであると解されている。

保険代理人および保険者との兼職は禁止される（同2条3項）。自然人または法人を問わず、84年法4条および5条に定められた要件を充足するもののみが保険仲立人として名簿への登録を行うことが可能であり、

保険仲立人は自己の行為に起因して保険者に損害が発生し、この者に賠償金を支払う場合に備えて、責任保険契約を締結しておかなければならない（同4条1項g文）。そして、保険仲立人の行為に起因して保険者または保険契約者等に損害が発生した場合には、商工省内に設立された保障基金からこれらの者に対して賠償金が支払われるが、保険者に対する保障基金からの賠償金の支払は、保険仲立人が締結している賠償責任保険契約で保障されない損害に関する賠償に限定される（同4条1項f文、1985年4月30日省令）。保険者に対する損害賠償制度は注目すべきであろう。

84年法は、保険仲立人に対して、特定の保険企業との取引に集中してはならないこと、すなわち、いわゆるキャプティブ・ブローカーを排除する旨を定めている（同8条3項）。

7. 保険仲立契約

保険契約者と保険仲立人との間で締結される保険仲立契約の法的性質については、議論が分かれている。一つは仲立契約と解する見解、一つは知的作業を提供する契約と解する見解である。後者は、仲立と作業の提供との混合した契約であることを強調するが、一般には、保険仲立契約は単なる仲立契約ではないと解されている。すなわち、保険仲立人は保険契約の締結の媒介を行う他に、保険申込人または保険契約者（以下、保険申込人等とする）に対して相談と援助を行う義務を有する。それゆえに、保険仲立契約は、媒介と知的作業を提供する契約の混合契約であると解されている。⁽²⁵⁾

したがって、保険仲立人は、一方では、保険契約に関連する危険の調整および締結に関し、保険申込人等に対して相談と援助を行い、他方では、保険申込人等と保険者との間に立って保険契約の締結の媒介を行うことをその職務とするものであり、その限りにおいて、保険仲立人は、保険申込人等および保険者双方の利益を考慮して行動することになる。

この限りにおいて、保険申込人等に対する協力（保険料の支払、保険者への通知、損害の査定）は、保険仲立人の任務に該当すると解される（84年法1条を参照）。⁽²⁶⁾ そして、保険仲立人は保険者とは潜在的に利害が対立するものであるから、84年法1条は保険仲立人と保険企業との間の拘束を排除している。ところで、わが国の保険業法1条21項は、保険仲立人とは「保険契約の締結の媒介であって生命保険募集人及び損害保険募集人がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者」をいうと定義してゆえに、わが国の商法543条の解釈ともあわせて、法解釈上、保険仲立人の業務は保険契約の締結の媒介に限定される。⁽²⁷⁾ これに対して、84年法1条に関する解釈では、保険者からの保険金の支払に関しても保険仲立人の協力が可能とされているので、このことはわが国の保険業法の規定の解釈論ないし立法論にとって有益な示唆となるのではなかろうか。

8. 代替チャネル

保険の実務上、代替チャネル (reti alternative) と称される証券取引ブローカー (promotore finanziaria delle società di intermediazione mobiliare) や銀行の支店 (sportello bancario) が、募集コストの低減が可能であること、および見込客との接近が容易である等の理由から、保険契約の締結の媒介を行っている。しかし、79年法および84年法が制定された結果、これらの者が名簿に登録されることなく保険契約の締結またはその媒介を行うことができるのか否かが問題とされている。

国務院 (Consiglio di Stato) の見解は、名簿登録者のみが保険契約の締結またはその媒介を行うことができるにすぎないというものである。これに対して、両法は、名簿に未登録の保険代理人または保険仲立人は保険契約の締結またはその媒介を行うことができないと定めているのであり、他の保険仲介者に対して名簿への登録を義務づけているのではなく、両法は保険代理人または保険仲立人以外のチャネルによる仲介を否

定しているわけではないという見解がある。⁽²⁹⁾

9. 保険仲介者の責任

保険代理人が代理権限を行使するにあたり保険者に損害を生じさせた場合には、代理人が保険者に対して契約上の責任を負担するが、代理人が保険契約者等に損害をもたらした場合には、⁽³⁰⁾保険契約者等に対しては保険者が責任を負担する（民法1228条・2049条）。

これに対して、保険仲立人は締結される契約に関する事情の通知義務を定めた民法1759条に基づいて、保険者および保険契約者等に責任を負担するが、保険契約者等に対しては、業務執行中にこの者に生じた損害を賠償する責任をも負担する。そのために、保険仲立人は前述のように賠償責任保険を締結し、保障基金に参加する義務があり、この者の行為に起因して保険者に損害が発生した場合にも、保障基金から賠償金が支払われる（84年法4条f文・g文）。後者の制度は示唆に富む。

- (1) Legge 7 febbraio 1979, n.48 (V. Antigono Donati ed Adelmo Kohler, *Codice delle leggi sulle assicurazioni private*, 4a ed., Milano, 1993, pp.362-370; Luigi Tramontano, *Codice delle assicurazioni: Banca, Borsa e Titoli di Credito*, Milano, 1997, pp.317-322).
- (2) Legge 28 novembre 1984, n.792 (V. Donati=Kohler, *op.cit.*, pp. 377-386; Tramontano, *op.cit.*, pp.351-357).
- (3) Decreto ministeriale 30 aprile 1985 (V. Donati=Kohler, *op.cit.*, pp.388-394; Tramontano, *op.cit.*, pp.357-361).
- (4) Legge 17 febbraio 1992, n.166 (V. Donati=Kohler, *op.cit.*, pp.400-407; Tramontano, *op.cit.*, pp.367-372).
- (5) Contratti di brokerggio (V. Ettore Pedicini, *Il broker di assicurazioni*, Milano, 1998, pp.175-182).
- (6) Codice morale dei brokers di assicurazioni e riassicurazini (V. Pedicini, *op.cit.*, pp.183-185).
- (7) Decreto ministeriale 28 aprile 1980 (Programmi e modalità della prova di idoneità di cui all'art.4 della legge 7 febbraio 1979, n.48, istitutiva dell'albo nazionale degli agenti di assicurazione, nonchè

funzionamento della relativa commissione d'esame) (*Gazzetta Ufficiale* 8 agosto 1980, n.217) (V. Donati=Kohler, *op. cit.*, pp.370-376; Tramontano, *op. cit.*, pp.323-326).

- (8) Decreto ministeriale 13 febbraio 1984 (Composizione segreteria della Commissione d'esame per la prova d'idoneità) (Donati=Kohler, *op. cit.*, pag.377).
- (9) Decreto ministeriale 19 marzo 1991 (Modalità delle comunicazioni dell'avvio del procedimento per l'iscrizione all'albo nazionale degli agenti di assicurazione) (*Gazzetta Ufficiale* 28 marzo 1991, n.74) (V. Donati=Kohler, *op. cit.*, pag.377; Tramontano, *op. cit.*, pag.350).
- (10) Statuto e regolamento della Cassa pensione e previdenza per gli agenti professionisti di assicurazione del 29 novembre 1975 (V. Tramontano, *op. cit.*, pp.326-344).
- (11) Convenzione nazionale per le Casse di previdenza agenti del 24 giugno 1953 (V. Tramontano, *op. cit.*, pp.344-350).
- (12) Decreto ministeriale 21 dicembre 1984 (Determinazione dell'ammontare di copertura della polizza sssicurativa di cui all'art.4, lettera g), ed all'art.5, lettera f), della legge 28 novembre 1984, n.792, istitutiva dell'albo dei mediatori assicurazione) (*Gazzetta Ufficiale* 28 dicembre 1984, n.355) (Donati=Kohler, *op. cit.*, pp.386-388; Tramontano, *op. cit.*, pag.357).
- (13) Decreto ministeriale 26 luglio 1985 (Modalità della prova di idoneità prevista dall'art.4, lettera h) della legge 28 novembre 1984, n.792, istitutiva dell'albo dei mediatori di assicurazione e riassicurazione) (*Gazzetta Ufficiale* 8 novembre 1985, n.263) (Donati=Kohler, *op. cit.*, pp.395-400; Tramontano, *op. cit.*, pp.361-366).
- (14) フランスにおける保険ブローカーの現状を紹介するものとして、ローランス・マルタン著(山野嘉朗訳)『フランスにおける保険ブローカーの現状と展開』(Laurence Martin, *Actualité et devenir du courtier d'assurance en France*, Presses Universitaire d'Aix-Marseille, 1991) ((財)生命保険文化研究所・1997年)が、わが国におけるそれを紹介するものとして、日吉信弘『保険ブローカー (増補改訂版)』(保険毎日新聞社・1996年)がある。
- (15) Decreto ministeriale 9 settembre 1992, n.562 (Regolamento recante e modalità per l'iscrizione nel ruolo nazionale dei periti assicurativi) (*Gazzetta Ufficiale* 10 febbraio 1993, n.33) (Donati=Kohler,

- op. cit.*, pp. 408-422; Tramontano, *op. cit.*, pp. 372-380).
- (16) Antigono Donati e Giovanna Volpe Putzolu, *Manuale di diritto delle assicurazioni*, 4a ed., Milano, 1995, pag. 79.
- (17) Direttiva del Consiglio del 13 dicembre 1976 (77/92/CEE).
- (18) 風間鶴寿『全訳 イタリア民法典〔追補版〕』(法律文化社・1977年) 267~270頁。
- (19) Donati=Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag. 80.
- (20) 民法第1742条(概念)「代理商契約に基づいて、一方の当事者が継続的に他の当事者のために、ある報償に対して、一定の地域内において契約の締結を行う任務を遂行するものとする。」
- (21) 民法第2195条(登記をする企業)「第1項:次の活動を行う企業は、企業登記簿へ登記する義務を負う。……
- 第4号 銀行または保険業。
- 第5号 その他前各号の補助的活動。」
- (22) Donati=Volpe Putzolu, *op. cit.*, pp. 81-82.
- (23) Donati=Volpe Putzolu, *op. cit.*, pp. 82-84.
- (24) Donati=Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag. 86.
- (25) Donati=Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag. 88.
- (26) Donati=Volpe Putzolu, *op. loc. cit.*.
- (27) 平出慶道『商行為法〔第2版〕』(青林書院・1988年) 349頁を参照。
- (28) 東京海上火災保険株編・江頭憲治郎=山下友信=小林登『損害保険実務講座補巻保険業法』(有斐閣・1997年) 222頁以下(小林筆)を参照。
- (29) Donati=Volpe Putzolu, *op. cit.*, pp. 89-90.
- (30) 民法1228条(補助者の行為に関する責任)「当事者の別段の意思を妨げることなく、債務関係の不履行において第三者の行為を利用する債務者は、この第三者の故意または過失ある行為についてもその責任を負う。」
民法2049条(主人および雇主の責任)「主人および雇主は、その使用される任務の遂行にあたり、その僕卑および雇人の不法行為によって招致された損害について責任を負う。」
- (31) 民法1759条(仲立人の責任)「第1項:仲立人は、契約の締結に関して影響を及ぼしうる取引の評価および確実性に関し、自己に知らされた事情を当事者に通知することを要す。」

1979年2月7日法律第48号

(保険代理人全国名簿の作成と職務)

(1979年2月19日官報第49号)

Legge 7 febbraio 1979, n. 48

(Istituzione e funzionamento dell'albo nazionale degli agenti
di assicurazione)

(*Gazzetta Ufficiale* 19 febbraio 1979, n. 49)

第1条

商工省に保険代理人全国名簿が備え置かれる。

名簿の保管は商工省私保険団体利益保険総局に委ねられる。

本法第4条または第5条に定められた要件を満たしている者は誰でも、
その申請により名簿に登録される権利を有する。

保険代理業は、名簿に登録されていない者によって営まれることがで
きない。

名簿は以下の2部からなる。

- a) 第1部。現行法の規定に基づいて保険業が認可された企業の業
務に関して、自己の危険および費用によって経営管理上の責務を
果たす保険代理業務を執行する者が登録される。
- b) 第2部。保険代理人の任務が与えられていない者、または、第
9条に定められた名簿から抹消されなければならない理由以外の
理由で廃業した者が、第11条に基づいて登録される。

第2条

名簿は商工省の編集により毎年12月31日に更新され、その後の3ヶ月
以内に公表される。同省はその写しをすべての商工農会議所に送付する
手続を講ずる。

1979年2月7日法律第48号等

各名簿には、氏名、生年月日、住所地および登録日が記載されなければならない。名簿の第1部登録者については、この他に、代理店の住所およびその代理する企業名が記載されなければならない。

第3条

保険代理業務の直接的および間接的執行は、この業務を執行している会社における財務への参加を含めて、保険ブローカーとも称される元受保険仲立人または再保険仲立人、公法人およびそれらの使用人については認められない。

第4条

名簿への登録は以下をことを必要とする。

- a) イタリア国民であること、またはヨーロッパ経済共同体の一加盟国の国民であること、またはイタリア国民のために本国において同様の取扱がなされているという条件において、イタリア共和国内に居住する外国人であること。ただし、無国籍者は除く。
- b) 市民権を有していること。
- c) 法律が1年以上または3年以下の懲役刑を定めている行政、裁判、公序、公経済および商工業、財産に関する犯罪、法律が2年以上5年以下の懲役刑を定めている無過失の犯罪に関する刑罰、無期もしくは3年以上の公職の執行停止を定めている刑罰を科されていないこと。ただし、名誉回復が生じない場合、または社会保障および社会福祉法人に対する拠出金の不払による有罪の場合を除く。
- d) 以下の事項につき、筆記試験または口述試験において適格性が証明されたこと。
 - 1) 保険契約および代理契約に関する法原則。
 - 2) 私保険業の法原則。

3) 保険税務規則に関する基礎的知識。

4) 保険技術に関する原則。

ヨーロッパ経済共同体の他の加盟国の国民については、前項b文およびc文に定められた要件充足の証明は、申請者の本店所在加盟国または出身加盟国の司法官庁または行政官庁が3ヶ月前に作成し、その者に交付した証明書によりなされることができる。

試験委員会、綱領、同委員会の構成員に関する様式および内容は、第13条に定められた委員会の意見を聴聞した後、商工大臣令によって決定される。事務業務は私保険団体利益保険総局の2名の職員が執行する。

本法が施行される場合、前項に定められた命令は本法施行後3ヶ月以内に公布される。

第5条

以下のことが前条d文に定められた適格性の証明資格となる。

- a) ヨーロッパ経済共同体の他の加盟国の国民については、保険代理人専門家名簿に登録されていること、またはヨーロッパ経済共同体の他の一加盟国において、2年以上にわたり保険代理人の任務を執行してきたこと。
- b) 名簿からの抹消後5年以内に新たに登録を申請する者については、処罰措置により決定されたものでない限り、イタリアまたはヨーロッパ経済共同体の他の一加盟国において名簿の中に登録されていたこと。
- c) イタリアまたはヨーロッパ経済共同体の他の一加盟国において、名簿への登録申請日前の5年間にわたり、以下のうち一つ以上を行ってきたこと。
 - 1) 保険仲立人名簿の作成に関する法律第5条に定められた公保険企業または私保険企業の使用人に対する管理指導者の資格で、2年以上にわたり継続的に就業行為をしていたこと。

- 2) 公企業、私企業または保険代理店において、3年以上にわたり継続的な就労関係に基づき、保険契約の引受および算定に関する行為、または労務関係を伴う保険取引の経営および取扱に関連する行為をしていたこと。
- 3) 2年以上にわたり継続的に企業が認め保険代理人であったこと。
- 4) 2年以上にわたり継続的に専業副保険代理人であったこと。ただし、自己の危険および費用によって果たす責務に基づき、保険代理人によって委任された職務に対して専門的行為を恒常的、かつ、支配的に遂行する者で、従属的または独立的に他の企業家または労働者としての行為を行わない者により意図されるものとする。

前項に定められた効果において、継続的な方法で前項に定められた期間内に当該行為のうちの一つ以上を行った者は、同様の資格者となる。

第6条

保険代理業務が法人により営まれている場合には、名簿への登録義務は、当該法人の代表者、または必要な権限を有している場合には、保険代理業務の執行について法人により委任された者が履行しなければならない。

法人は名簿の変更に関し、商工省に対して、前項に定められた主体の変更をその変更後2カ月以内に通知する義務がある。

第7条

保険代理人の任務を付与する場合、企業はつねに、商工省の他に、保険代理人が住所を有する県の商工農会議所に対してその旨を通知しなければならない。この場合、保険代理人の身分を通知し、任務を付与した日および保険代理人の住所の他に、営業条件を示さなければならない。

保険代理人の住所変更の場合、および営業条件の修正または保険代理人の解任の場合には、企業はつねに、変更日または営業条件の修正日もしくは関係を中断した日から30日以内に、商工省および当該地区を管轄する商工農会議所に対して、その旨を通知しなければならない。代理契約が解除された場合には、企業はつねに法定事由またはその範疇の団体協約上の理由に基づいて、その解除を決定したことを通知する義務を負う。

第8条

名簿への登録申請書類には、要件を充足し、第4条に定められた障害の不存在を証明する書類が添付されなければならない。申請者は、第4条d文に定められた要件を充足しておらず、かつ、第5条に定められた資格と同等のものを確保していない場合には、登録申請に際し、適格性の証明に関する承認申請書を提出しなければならない。

第9条

以下の場合には、保険代理人名簿から抹消される。

- a) 登録の放棄。
- b) 第3条に基づく妨害の発生。
- c) 第4条a文およびb文に定められた要件の一つの喪失。
- d) 第4条c文に定められた犯罪による有罪判決。
- e) 第18条第1項c文に定められた除名の懲戒措置。
- f) 破産宣告。
- g) 第11条第1項および第2項に定められた期間の経過。

名簿からの抹消は代理権限の剥奪となる。

第10条

名簿からの抹消登録後、再登録が要求されることができる。

1979年2月7日法律第48号等

抹消が、登録放棄、または第11条第1項および第2項に定められた期間の経過以外の理由でなされた場合においては、抹消を決定した法定要件が消滅した場合には、または懲戒措置の効果としてなされた除名による抹消の場合においては、除名手続終了日から3年が経過した場合には、再登録が認められる。

再登録許可については、本法に定められた名簿への登録に関する規定に準拠する。

第11条

名簿第1部に登録された後に解任された保険代理人は、代理契約の解除の日から第2部へ移行する。第2部への移行日から5年以内に保険代理人として他の任務を引き受けた場合には、新たに第1部に移行する。ただし、他の任務を引き受けることなく5年間が経過した場合には、名簿から抹消される。

登録時に保険代理人としての任務を有していなかったゆえに、名簿第2部に登録された者は、その後任務が付与された場合には、任務を付与した日をもって第1部に移行する。

5年間にわたり保険代理人としての任務が付与されていなかった第2部登録者は、名簿から抹消される。

第12条

登録は、第13条に定められた保険代理人名簿委員会が第4条および第5条に定められた要件を評価した後、商工省によって行われる。

前項に定められた措置により、登録申請の却下および第9条に基づく抹消がなされる。第19条に定められた措置が適用される第9条e文に定められた懲戒措置は、この限りではない。関係者が正当な理由を陳述する機会を付与されなければ、登録申請の却下および抹消は行われず、この者が遂行中の任務を有している場合には、これを付与する企業も聴聞

される。

第1項に定められた委員会が見解を発表した日から60日以内に、そして第8条に基づき提出された申請の日から180日以内に講じられる措置は、関係者、任務付与企業および当該地区を管轄する商工農会議所に対して、受領通知付きの書留郵便により、措置の採用日から10日以内に理由を付けて通告されなければならない。

前項に定められた通告およびその他のすべての必要な通知が関係者の住所地において実行されない場合には、保険代理人が住所を有する地区的行政官庁所在地の商工農会議所の名簿の中に当該通告および通知が記載される。

この措置に対しては、前2項に定められた通告、通知または公示の日から90日以内に、普通裁判所において異議の申立を行うことができる。措置を講ずる権限は、1933年10月30日勅令第1611号第6条の規定に規制される。

第13条

商工省に保険代理人名簿委員会が設置される。

委員会は懲戒措置を準備し、提起して決定する他、採用される措置の承認に関する理由を商工省に提出する権限を有する。

委員会は、名簿の作成および内容に関する他のすべての問題について、商工省の諮問機関となる。

委員会は以下の者で構成される。

- 1) 委員会を統轄する商工省次官1名。
- 2) 副委員長の肩書を有する私保険団体利益保険総局長1名。
- 3) 私保険団体利益保険総局の職員1名。ただし、第1級役職員または検査官補佐以上の肩書を有する者に限る。
- 4) 名簿第1部に登録されている保険代理人の代表者4名。
- 5) 保険企業の代表者1名。

1979年2月7日法律第48号等

委員会の全構成員ならびに前項第4号および第5号に定められた各構成員に関する代行者は、任期を3年間とし、商工大臣令によって任命される。

第4項第4号および第5号に定められた構成員ならびにそれに関連する代行者は、全国規模の代表者で構成される団体の指名した者の中から、商工大臣により任命される。

各機関が指名要請の日から30日以内に氏名を指定しなかった場合には、それに関連する構成員は商工大臣により職務として任命される。

委員会は構成員の過半数で決議される。同数の場合には、委員長票が優先する。事務業務は、第4項第3号に定められた私保険団体利益保険総局の職員により執行される。

第14条

すべての商工農会議所において、保険代理人名簿委員会が設置される。委員会は3年ごとに更新され、以下の者により構成される。

- 1) 商工農会議所会頭またはその委任者1名。
- 2) 事務業務をあわせて執行する商工農会議所の職員1名。
- 3) 名簿に登録された保険代理人の代表者3名。これらの者は、代理業を主たる業務とする国内機関による指名に従って、商工農会議所会頭により任命される。

第15条

保険代理人名簿の全国委員会および県委員会は、本法が委任している他のすべての任務を遂行することの他に、以下のことを行う。

- a) 名簿の保管業務、および名簿への登録を調整する権限に関する職務を遂行すること。
- b) 保険代理業務執行の合法性を監督すること。
- c) 名簿登録者の専門家としての倫理に関する規制職務を遂行し、

代理業務の正当な執行について監督すること。

- d) 保険代理人の専門家としての資質、およびその向上を促進させるために適切な行為を行うこと。

第16条

保険代理人名簿に関する全国委員会および県委員会の通常会は3ヵ月ごとに、そして臨時会は委員長が必要であると判断した場合、または構成員の3分の1以上が開会を要求した場合に開会される。

会議への参加費用は、開期1日につき、法定限度額で出席者に支給される。

第17条

名簿登録申請者は、登録申請書の提出と同時に、1972年10月26日共和国大統領令第641号に添付された料金表第177号b文に定められた5万リラの政府認可料金を支払う義務を負う。支払はローマにある登録局で行われなければならない、支払証明書は商工省へ送付されなければならない。

名簿登録者は、この他に5万リラの年間登録料を支払う義務を負う。この料金は、登録年度の次年度の1月31日までに通常の方法で払い込まれる。

本条の適用により生ずる収入はもっぱら国庫に帰属する。

第18条

業務の執行において品行のない行為をする、または専門家としての倫理および品格を欠く行為をする登録者は、以下の懲戒制裁が課される。

- a) 警告。
- b) 戒告。
- c) 除名。

警告は重要な譴責が表明された場合に、軽度の違反について、理由を

1979年2月7日法律第48号等

付記して科される。登録者には受領通知付きの書留郵便で通告され、委任した企業に対しても通告される。

戒告は著しい欠訣についてなされる。登録者には警告と同じ方法で通告され、当該地区を管轄する商工農会議所に対しても通告される。

除名は保険代理人業務の解任となり、きわめて重要性を有する事実について科される。イタリアにおいて活動するすべての企業、および当該地区を管轄する商工農会議所に対しても、前項に定められた方法で通告される。

本条の規定は、名簿第2部の登録者に対しても適用される。

第19条

懲戒措置は、第14条に定められた委員会による理由を付記して、第13条に定められた保険代理人名簿委員会により講じられる。

委員長は必要な承認および事実を総括した検査を行い、関係者に対して懲戒措置の開始を通告した後、報告者を指名し、口答陳述の審理日程を定める。

関係者に対する通告は、受領通知付きの書留郵便によってなされなければならず、かつ、受信の日から20日間は、関係者は写しを入手する権限を有し、手続行為が私保険団体利益保険総局の処分に委ねられるという旨の通知を含んでいなければならない。さらに、関係者に対して、審理について定められた日の20日前に、それに応じた文書または弁護記録書類および証拠能力のある文書を委員会に到達させる旨の要請が含まれていなければならない。

関係者は、口答陳述を行うために、審理に参加する権限を有する。

委員会は、口答陳述の日において、懲戒措置が講じられた報告担当者および保険代理人から事情聴取し、要請があった場合には、商工大臣に自己の決定を通告することにより結論を下す。

懲戒措置が課された保険代理人に代理権を付与した企業は、自己が決

定する前に委員会から事情聴取する権限を有する。このために委員長は、企業に対して、受領通知付きの書留郵便によって、手続の開始および口答陳述の日程について通告しなければならない。

除名措置に対しては、第12条第5項の規定に基づいて、普通裁判所に對して異議の申立を行うことができる。

第20条

商工省は、第9条および第11条に定められた名簿からの抹消について、商工農会議所に対して通告する。

第21条

第18条に定められた制裁がなされた場合、本法の規定に違反して保険代理業を営んでいる者は、50万リラ以上250万リラ以下の罰金を課される。

本法の規定に違反して保険代理人に任務を提供したまは維持している者は、100万リラ以上500万リラ以下の罰金を課される。

名簿に合法的に登録されていない者に代理権を故意に付与した企業は、2,000万リラの罰金を課される。再犯の場合には営業免許が取り消される。

前項に定められた企業は、商工大臣による取消命令によって行政上の強制清算にも付される。

第22条

本法を適用することにより生ずる負担金は、1978年1年間については5,000万リラと評価されるが、第17条に定められた収入に相応する。

国庫大臣は、自己の命令によって、貸借対照表に必要な修正を行うよう命ずる権限を有する。

終 則

第23条

名簿を初めて作成する場合には、第3条に定められた場合を除き、本法の施行日に、一つまたは複数の保険企業の任務について有効な代理行為を6カ月以上にわたり行っている者は、第4条d文および第5条に定められた要件を充足しているか否かにかかわりなく、すべて登録権限を有する。

登録申請は、関係者により、本法の施行日から6カ月以内に、第4条a文、b文およびc文に定められた要件を明示する証明書を添付し、商工省に対してなされなければならない。

第24条

本法の施行日に3年以上にわたり、保険企業の任務について、1959年⁽³²⁾2月13日共和国大統領令第449号に基づいて保険業に関する経営および展開を行っていた公法人、公的職務を遂行する私法上の法人、およびそれらの使用人は、本法第3条の適用を受けない。

第25条

全国保険協会と全国保険代理人組合との間で1973年1月15日に締結された協定により設立された名簿委員会は、本法の施行時に、私保険団体利益保険総局に対して、登録者名簿および関連書類を提出する。

前項に定められた名簿登録者は、第23条に定められた書類の提出を免除され、本法第1条に定められた基準に従って第1部または第2部に登録される。

(32) 拙稿「1959年2月13日共和国大統領第449号——イタリア保険法典(3)——」神戸学院法学27巻3号(1998年1月)29頁以下を参照。

1984年11月28日法律第792号

(保険仲立人名簿の作成と職務)

(1984年11月29日官報第329号)

Legge 28 novembre 1984, n. 792.

(Istituzione e funzionamento dell'albo
dei mediatori di assicurazione)

(Gazzetta Ufficiale 29 novembre 1984, n. 329)

第1条（定義）

本法において、ブローカーとも称される元受保険仲立人および再保険仲立人とは、危険の保障に関するこの者の協力を得ながら諸々の措置を講じようとする主体を、義務に拘束されることなく、元受保険企業または再保険企業と直接的関係に置くこと、および当該契約内容の決定においてこの主体を扶助し、その経営および執行において適宜協力することを営業として行う者をいう。

第2条（仲立人の業務）

元受保険仲立人または再保険仲立人の業務は、名簿に登録されていない者または他人の名称で営まれることはできない。

元受保険仲立人または再保険仲立人名簿および保険代理人全国名簿への重複登録は認められない。

元受保険仲立業務および再保険仲立業務の営業は、この業務を営む会社の支配を含み、元受保険の代理人および事業者、元受保険企業ならびに公法人およびそれらの使用人に対しては認められない。

第3条（仲立人名簿）

本法の施行日から6カ月以内に、商工省私保険団体利益保険総局にお

1979年2月7日法律第48号等

いて元受保険仲立人および再保険仲立人名簿が作成される。

名簿は以下の2部門に分かれる。

- a) 自然人が登録される第1部。
- b) 会社が登録される第2部。

各部門においては、元受保険仲立人と再保険仲立人とが区別されなければならない。

名簿は5年ごとに監査の対象となる。

登録者名簿はすべての変更とともに商工省により編集され、商工農會議所に送付される。

名簿は商工省の編集により毎年12月31日に更新され、その日から3カ月以内に公表される。

名簿第1部の登録者については、氏名、生年月日、居所または住所地のコムーネおよび登録日が記載されなければならない。名簿第2部の登録者については、会社形態を明記した名称または商号、住所地、代表者および仲立業務の営業責任者の氏名が記載されなければならない。

第4条（自然人の登録条件）

名簿第1部への登録は以下のことを必要とする。

- a) イタリア国民であること、またはヨーロッパ経済共同体の一加盟国の国民であること、またはイタリア国民のために本国において同様の取扱がなされているという条件において、イタリア共和国内に居住する外国人であること。ただし、無国籍者は除く。
- b) 市民権を有していること。
- c) 共和国内に居所を有していること。
- d) 行政、裁判、公序、公経済および商工業、財産に対する犯罪について、そして企業犯罪、破産、金融犯罪および脱税について、法律が1年以上3年以下の懲役刑を定めている刑罰、無過失の犯罪について、法律が1年以上5年以下の懲役刑を規定している刑

罰、無期もしくは3年以上の公職の執行停止を定めている刑罰を科されていないこと。ただし、名誉回復が生じない場合、または社会保障および社会福祉法人に対する拠出金の不払による有罪の場合を除く。

e) 破産が宣告されていないこと。名誉回復している場合には、この限りではない。

f) 自己の業務から生じたもので、g文に定められた保険契約により補償されない損害について、被保険者および保険企業に対して保証するために、商工省において設立される保障基金に参加していること。基金は、商工省の代表者3名、国庫省の代表者3名、名簿登録者の中から選任された保険仲立人3名で構成される委員会により管理される。これらの者は商工大臣令によって任命され、商工省の代表者の中から委員会により選任され構成員1名により運営される。基金は参加者の拠出金により維持される。拠出金の額は、元受保険仲立人および再保険仲立人の年間獲得手数料の0.5パーセントを下限とし、業務執行の在職期間および取引額を考慮して、商工大臣令により毎年決定される。基金の積立および維持に必要な措置は商工大臣令によって決定される。

g) 同じ財務グループに属していない5企業と、共同保険において⁽³³⁾業務上の懈怠または過失に関する責任保険契約を締結したこと。これには元受保険企業および再保険企業に対する損害賠償に向けられた、使用人の背任行為に関する保証も含まれる。保証額は、商工省が、毎年、自己の命令によって、本法第12条に定められた委員会の意見を聴聞した後、取引額に応じて決定する。

h) 保険契約および仲立契約における法原則、私保険業の法原則、保険税務規則に関する基礎的知識、および保険技術に関する原則につき、筆記試験または口答試問において適格性が証明されたこと。再保険仲立人の試験は、再保険技術の基礎的知識、国際法お

より比較法の基礎的知識をも含んでいなければならない。

適格性の証明試験に受けようとする者は、第2段階の中等教育機関卒業以上の学歴を有する必要がある。

試験委員会、綱領、様式および同委員会構成員の報酬は、第12条に定められた委員会の意見を聴聞した後、商工大臣令によって決定される。事務業務は私保険団体利益保険総局の2名の職員が執行する。

以下の者は適格性の証明試験を免除される。

- a) 懲戒措置により決定されたものでない抹消から2年以内に、新たに登録を申請する名簿登録者。
- b) 4年以上にわたり、継続的に公保険企業もしくは私保険企業、または第5条に定められた企業において職務を遂行した者、または同じ期間にわたり保険代理人名簿第1部に登録された者。

第5条（会社の登録条件）

名簿第2部に登録されるためには、会社は以下の要件を充足していることを証明しなければならない。

- a) イタリアに本店を有し、同じコムーネに管理部門を配置していること。
- b) 会社の目的が元受保険仲立業務または再保険仲立業務に限定されること。ただし、会社の目的の達成または強化を直接的または間接的に追求しないその他の業務は除外される。
- c) 代表取締役および総局長は名簿に登録され、かつ、5年以上にわたり元受保険または再保険の仲立業務を執行してきたこと。
- d) 名簿第1部に登録された者が法律上代表し、主たる営業所および従たる営業所において経営管理していること。
- e) 第4条第1項f文に定められた保障基金に参加していること。
- f) 第4条第1項g文に定められた保険契約を締結したこと。
(34)

再保険の仲立業務を営む会社は、2億リラ以上の資本金を有していな

ければならない。

元受保険仲立業および再保険仲立業を同時に営む会社は、第4条に定められた要件を充足する2名以上の自然人を各業務に配置する義務を負う。さらに、登録申請書類には以下の書類を添付しなければならない。

- 1) 設立趣意書および定款、ならびに企業登記所にそれを保管している旨およびその登録に関する公正謄本。
- 2) 当該地区を管轄する商工農会議所への登録を証明する書類。
- 3) 会社の取締役、代表者および経営者の名簿。

第6条（ヨーロッパ経済共同体の自然人登録の条件）

ヨーロッパ経済共同体の一加盟国において、4年間にわたり、仲立業を営む企業の従業員または委任者の資格で保険仲立業を執行してきたことを証明するヨーロッパ経済共同体の一加盟国の国民は、当該国の監督官庁の交付した証明書に基づき名簿第1部に登録されることができる。

前項に定められた4年の期間は以下のように短縮される。

- a) 元受保険もしくは再保険の仲立業務を営む一つもしくは複数の企業、または一つもしくは複数の元受保険企業の業務について、3年以上にわたり保険契約の獲得、管理および運用の分野において責任を持って職務を遂行してきた者については、2年。
- b) 仲立業務について、本店所在国または出身国の監督官庁の交付または承認した証明書により証明される準備教育を受講した者については、1年。

関係者はこの他に、同等の書類またはそれに代わる通告により、第4条第1項c文、d文、e文、f文およびg文に定められた要件を充足していることを証明しなければならない。

第7条（ヨーロッパ経済共同体の法人の登録条件）

本法第5条に定められた企業で、ヨーロッパ経済共同体の一加盟国に

1979年2月7日法律第48号等

本店を有し、イタリア共和国内において事業を営もうとする企業は、イタリア国内に本店を有する企業について定められた手続により、保険仲立人名簿第2部に登録される。

第5条第3項第1号および第2号に定められた書類は、1976年12月13日ヨーロッパ経済共同体理事会指令第77/92号第9条第2号に基づいて、本店所在国の監督官庁、または本国もしくは出身国によって指定された他の監督官庁の交付した同等の通告に代替されることができる。

第8条（仲立業務執行のための共通条件）

元受保険仲立人または再保険仲立人は、商工省私保険団体利益保険総局に対して、媒介した契約の年次決算報告書を提出する義務を負う。報告書には、媒介に関する各委任者について、および保険保障が関連する企業について集約される。

年間手数料が30億リラを超える会社の貸借対照表は、会計監査人の監査を受けた後に、商工省へ提出される。

名簿に登録された元受保険仲立人または再保険仲立人は、登録の通告から2年以内に、そしてその後は毎年、以下のことを証明しなければならない。

- a) 複数の元受保険企業および再保険企業の間でまったく異なった額で媒介したこと。とりわけ、一つの元受保険グループおよび再保険グループに対して支払われた保険料が、過去2年間に獲得した保険契約の保険料総額の30パーセントを超えないこと。
- b) 媒介した保有契約が同じ財務グループに属さない10以下の取引相手から生じていないこと。
- c) 同じ財務グループに属する取引相手に関する契約から生ずる保険料が、過去2年間にわたり媒介された保険契約の保険料総額の50パーセントを超えないこと。

民法第2359条に基づいて監督されている会社は、同じ財務グループに

属するものとみなされる。

a 文、 b 文および c 文に定められた条件の一つが遵守されない場合には、商工省私保険団体利益保険総局は、保険仲立人に対して次の営業年度内にそれを遵守するように命ずる。保険仲立人がこれに従わない場合には、名簿からの抹消措置が講じられる。

第5条第1項 c 文および d 文に定められた主体に変更があれば、会社はその変更から2カ月以内に商工省に対して通知しなければならない。

商工省は、保険仲立人の事務所において、会社の場合にはその本店において、本法の規定の達成および遵守の状況を監督するために調査する権限を有する。

第9条（制裁および除名）

第3条に定められた名簿に登録することなく元受保険仲立業務または再保険仲立業務を執行している者、または登録しているものの、本法の規定に違反した業務を執行している者は、本法の規定に違反して媒介された元受保険契約または再保険契約の各保険料の5パーセント以上20パーセント以下の額において行政罰が課される。本法の規定に違反する行為を行う主体によって保険の媒介をなす元受保険企業または再保険企業は、同じ制裁を課される。行政罰は違反行為のあった県の知事により、または複数の県において行われた場合には商工大臣により課される。この措置については、1975年12月24日法律第706号第6条および第8条が適用される。

第3条に定められた名簿に登録された主体によりなされた違反の程度が著しい場合には、その程度に応じて以下の懲戒制裁が課される。

- a) 警告。
- b) 戒告。
- c) 除名。

警告は重要な譴責が表明された場合に、軽度の違反について、理由を

1979年2月7日法律第48号等

付記して科される。登録者には受領通知付きの書留郵便で通告される。

戒告は著しい欠訣についてなされる。登録者には警告と同じ方法で通告され、当該地区を管轄する商工農会議所に対しても15日以内に通知される。

除名は保険仲立人業務の解任となり、きわめて重要性を有する事実について科される。当該地区を管轄する商工農会議所に対しては、前項に定められた方法で通知される。名簿第2部から除名された代表者は、自動的に名簿第1部から除名される。

第10条（懲戒措置）

懲戒措置は、第12条に定められた委員会により講じられる。

委員長は必要な承認および事実を総括した検査を行い、関係者に対して懲戒措置の開始を通告した後、報告者を指名し、口答陳述の審理日程を定める。開会決定の命令が交付された日から関係者の出頭日までには、60日以上の期間が存在していなければならない。

関係者に対する通告は受領通知付きの書留郵便によりなされなければならず、かつ、受信の日から20日間は関係者が写しを入手する権限を有し、措置行為が私保険団体利益保険総局の処分に委ねられるという旨の通告を含んでいかなければならない。さらに、関係者に対して、審理について定められた日の20日前に、それに応じた文書または弁護記録書類および証拠能力のある文書を委員会に到達させる旨の要請が含まれていなければならない。

関係者は口答陳述を行うために、審理に参加する権限を有する。

委員会は、口答陳述の日において、懲戒措置に付された報告者および保険代理人から事情聴取し、要請があった場合には、商工大臣に自己の決定を通告することにより結論を下す。懲戒措置は商工大臣令により課される。

除名措置に対しては、普通裁判所に対して異議の申立てを行うことがで

きる。

第11条（他の抹消のケース）

除名の他に、以下の場合には保険仲立人名簿から抹消される。

- 1) 登録の放棄。
- 2) 1年以上にわたる正当な理由のない取引の中止。
- 3) 第4条および第5条に定められた要件の一つの喪失。
- 4) 第4条第1項d文に定められた犯罪の一つによる有罪判決。
- 5) 第8条の規定の違反。
- 6) 破産宣告。

第4条第1項f文およびg文、ならびに第5条第1項e文およびf文に定められた保証の効果が減少すると判断された場合には、抹消手続が取られる。

前項または第10条の規定の名簿から抹消された自然人または法人は、抹消の日から3年が経過した場合、抹消が刑罰または破産で生じた場合、および名誉回復がなされた場合には再登録ができる。

再登録の要請に対しては、商工大臣が第12条に定められた委員会の意見を聴聞した後に決定する。

第12条（名簿委員会）

商工省に元受保険再保険仲立人名簿委員会が設置される。

委員会は第10条に定められた権限を行使し、名簿の作成および内容に関する他のすべての問題について商工省の諮問機関となる。

委員会は以下の者で構成される。

- 1) 委員会を統轄する商工省次官1名。
- 2) 副委員長の肩書を有する私保険団体利益保険総局長1名。
- 3) 私保険団体利益保険総局の役職員の肩書を有する職員1名。
- 4) 名簿登録者の代表者4名。

5) 保険企業の代表者1名。

前項第4号および第5号に定められた構成員は、全国規模の代表者で構成される団体の指名した者の中から、商工大臣の命令により任命される。各機関が指名要請の日から30日以内に氏名を指定しなかった場合には、商工大臣が職務として任命する。

委員会は構成員の過半数で決議される。同数の場合には、委員長票が優先する。

委員会の事務業務は、私保険団体利益保険総局の職員により執行される。

委員会は、懲戒措置に関する職務の他に、登録者の職業的倫理に関して監督をなし、保険仲立人の職業上の資質および時代即応性を向上させるための行為を行う。

第13条（登録申請および政府の認可税）

名簿への登録申請には、第4条および第5条に定められた要件を充足していることを証明する書類が添付されていなければならない。申請者は第4条第1項h文に定められた適格性を有していなければならず、登録申請時に、その証明に対する許可申請書を添付していなければならない。

名簿登録申請者は、登録申請書の提出と同時に、1972年10月26日共和国大統領令第641号に添付された料金表第117号b文に定められた10万リラの政府認可料金を支払う義務を負う。支払はローマにある登録局で行われなければならない、支払証明書は申請書に添付されなければならない。

名簿登録者は、この他に第1部に登録されている場合には10万リラ、第2部に登録されている場合には50万リラの年間登録料を支払う義務を負う。登録料は、登録年度の次年度の1月31日までに通常の方法で払い込まれる。

1985年が終了した場合、国庫大臣の協力を得て、商工大臣令によって

前項に定められた年間登録料の調整措置が講じられる。

第14条（財務上の保証）

本法を適用することにより生ずる負担金は、1984年、1985年および1986年の各会計年度については5,000万リラと評価され、第13条第3項に定められた収入に相応する。

国庫大臣は自己の命令によって、貸借対照表に必要な修正を行う権限を有する。

第15条（終則および暫定規則）

本法の施行日から、元受保険仲立人または再保険仲立人の資格またはその名称の使用、および元受保険仲立業務または再保険仲立業務の執行は、名簿に登録されていない者については禁止される。

本法の施行日に共和国内において元受保険仲立業務または再保険仲立業務を営んでいる者は、その後の60日の確定期間内に、商工省に対して登録を申請するという条件でその業務を引き続き営むことができる。その場合、登録申請要件を充足していること、その分野のグループを介して、または5社以上の元受保険企業または再保険企業および5社以上の取引相手の法人により交付された証明書を介して、仲立業務を営んでいることを証明しなければならない。

本法の施行日に、3年以上にわたり、企業登記所に登記された企業の責任者または代表者として元受保険仲立業務または再保険仲立業務を営んできた自然人は、第4条第1項h文に定められた要件とは関係なく、名簿第1部へ登録される権利を有する。

本法の施行の際、5年以上にわたり、元受保険仲立業務または再保険仲立業務を営み、企業登記所に登記されていた会社は、第5条第1項b文、c文およびd文に定められた要件とは関係なく、名簿第2部へ登録される権利を有する。

1979年2月7日法律第48号等

(33) 1984年12月21日省令（前掲注(8)）1条は、責任保険の保険金額を、年間手数料が30億リラまでの保険仲立人の場合は10億リラ、年間手数料が30億リラを上回る保険仲立人の場合は20億リラ、再保険に関する保険仲立人の場合は30億リラを上限として決定すると定める。

(34) 前注と同じ。

(35) 民法第2359条（被支配会社および関連会社）「第1項：以下の会社は被支配会社とみなされる。

第1号：他の会社が定時総会における議決権付き株式の過半数を有している会社。

第2号：他の会社が定時総会において支配的影響力を行使するに充分な議決権を有する会社。

第3号：他の会社との間で特別な契約上の拘束の効果により、他の会社の支配的影響下にある会社。

第2項：第1項第1号および第2号を適用するために、被支配会社、信託会社および仲介者に帰属する議決権もまた計算に入れられる。第三者の計算に帰属する議決権は計算に入れられない。

第3項：他の会社が著しい影響力を有する会社は関連会社とみなされる。定時総会において議決権の5分の1が行使されうる場合、または、証券取引所に上場されている会社の場合には、議決権の10分の1が行使されうる限り、影響力があるものとみなされる。」

1985年4月30日省令

(保険仲立人名簿の作成に関する1984年11月28日法律第792号)

第4条 f 文に定められた保障基金の設立と機能)

(1985年5月11日官報第110号)

Decreto 30 aprile 1984

(Costituzione e funzionamento del fondo di garanzia di cui all'art.4, lettera f), della legge 28 novembre 1984, n.792 istitutiva dell'albo dei mediatori di assicurazione)

(*Gazzetta Ufficiale* 11 maggio 1985, n.110)

第1条

1984年11月28日法律第792号第4条f文に基づいて、元受保険仲立業および再保険仲立業に関する保障基金が商工省に設立される。

第2条

保障基金の機能に関する規定は、本省令の中に取り込まれ、一部を構成する31ヶ条からなる本文に含まれる。

1984年11月28日法律第792号に定められた保障基金の機能に関する規程

第1条（基金の設立）

1984年11月28日法律第792号第4条f文に定められた元受保険仲立業および再保険仲立業に関する保障基金が設立される。

基金は法人格を有し、ローマに所在する商工省私保険団体利益保険総局に住所を有する。

第2条（基金の目的）

基金は、被保険者および保険企業に対して以下のことを保証する。

1) 名簿に登録された保険仲立人の業務に関して派生する損害の賠

1979年2月7日法律第48号等

償で、1984年11月28日法律第792号第4条g文および第5条f文に基づいて締結される責任保険契約で補償される場合に該当しないもの。

2) 保険仲立人の業務上の懈怠または過失、およびその使用人の故意に基づく行為に起因する損害の賠償で、1984年11月28日法律第792号第4条g文および第5条f文に基づいて締結される責任保険契約が効力を有しないもの。

前項第1号および第2号に定められた損害の賠償額は、1984年11月28日法律第792号第4条g文および第5条f文に基づいて締結される責任保険契約で補償される額に相当する額につねに限定される。

いかなる場合においても、保障基金からの賠償金の支払遅滞については、利息は支払われない。

第3条（基金の財源）

基金の財源は、参加者の拠出金、任意の支払、遺贈、資産運用収入および法律で定められたその他の収入で構成される。

第4条（基金の機関）

基金は以下のもので構成される。

- 1) 管理運営委員会。
- 2) 管理運営委員会委員長。
- 3) 会計監査委員会。

第5条（管理運営委員会）

保障基金は、商工大臣令により任命され、以下の者で構成される管理運営委員会によって管理運営される。

- 1) 第1級役職員以上の肩書を有する商工省の代表者3名。
- 2) 第1級役職員以上の肩書を有する国庫省の代表者3名。

3) 名簿登録者によって選任された元受保険仲立人または再保険仲立人3名。

委員会は商工省の代表者の中から委員長および副委員長を選任する。

委員長および委員会の構成員の任期は3年とする。

管理運営委員会は、3ヶ月ごとに委員長により定例として召集される。そして、必要な場合、または構成員3名以上の要求に基づいて臨時として招集される。

委員会は5名以上の出席をもって決議する。

多数の異なった意見がある場合を除き、委員会は出席者の過半数で決議する。同数の場合には、委員長の意見が優先する。

議事録は委員会開催記録に完全に記載されなければならず、委員長および事務職員の署名を必要とする。

任命に関する省令によって、構成員に支給される報酬の内容および額、ならびに基金管理運営委員会会議への出席手当が決定される。

委員会は、基金への参加申請の予備審査のために準備委員会を設立することができる。準備委員会には、会計監査委員会の構成員の1名が参加する。準備委員会の構成員には、会合ごとに前項に定められた出席手当が支給される。

第6条（管理運営委員会の職務）

基金管理運営委員会は以下のことを行う。

- a) 通常および臨時管理権限の行使。
- b) 予算報告書、変更報告書および業務貸借対照表の承認。
- c) 法律第4条f文に定められた拠出金の決定に必要なすべての報告要素を、毎年、商工省に提出すること。

以下のものに関する決議は、商工大臣の承認の対象となる。

- a) 予算報告書、変更報告書および業務貸借対照表。
- b) 不動産の取得、売買および交換、ならびにそれらに関する物権

1979年2月7日法律第48号等

の取得。

第7条（管理運営委員会委員長）

基金管理運営委員会委員長は以下のことを行う。

- 1) 基金の法律上の代表。
- 2) 緊急措置の採用および直後の委員会におけるその旨の報告。

副委員長は、委員長が不在の場合または支障がある場合に、委員長の職務を遂行する。

第8条（基金の職員）

基金の職員は管理運営委員会の指名により、商工大臣令によって任命される。

基金の職員は以下のことを行う。

- a) 委員会に提示すべき案件に関する予備審査を行い、決議に必要な項目を整理すること。
- b) 委員会会議の口述記録を作成し、正式な議事録に記載すること。
- c) 委員会の委託に基づいて、委員会の決議手続を準備すること。
- d) 基金の帳簿類、簿記および通信物を編集すること。議事録および管理運営に必要な書類を保管すること。
- e) 委員会に対して、予算報告書案および業務貸借対照表案を提出すること。
- f) 基金の動産および不動産を保管すること。

基金の職員を任命する省令により、この者に支給される年間報酬の内容および額が決定される。

第9条（会計監査委員会）

会計監査の職務は、商工大臣の命令によって任命される委員会により遂行される。委員会は、以下の者からなる3名の常勤委員および3名の

非常勤委員により構成される。

商工大臣の指名する1名の常勤委員および1名の非常勤委員。

国庫大臣の指名する1名の常勤委員および1名の非常勤委員。

常勤委員の3分の1および1名の非常勤委員は、保険仲立人名簿登録者の中から選任される。

委員長の職務は、商工大臣の指名する常勤委員により遂行される。

すべての監査委員は、会計監査人公式名簿に登録されるか、行政官庁の第1級役職員以上の肩書を有していなければならない。

監査委員会の任期は3年とする。

任命省令により、監査委員の報酬の内容および額が決定される。委員には、この他に、基金の管理運営委員会会議への出席手当が支給される。

第10条（会計監査委員会の職務）

会計監査委員会は、民法第2403条⁽³⁶⁾および第2405条⁽³⁷⁾に定められたものその他、以下のことを行う。

- a) 予算報告書および業務貸借対照表を書面で報告すること。
- b) 計算書類の正当な作成を監督し、運営の計算結果と貸借対照表とを照合すること。

監査人は管理運営委員会会議を支援しなければならない。

会計監査委員会の決定は出席者の過半数による。同数の場合には、委員長の決議が優先する。

会計監査委員会の意見は、管轄権限の措置として基金管理運営委員会に通知され、承認のために商工大臣に通知される。

第11条（管理運営委員会および会計監査委員会の選任に関する規定）

管理運営委員会委員長は、当該委員会または会計監査委員会の任期満了の2ヶ月前までに、基金に参加している保険仲立人の総会を招集しなければならない。

1979年2月7日法律第48号等

召集は、総会の開催日、時刻および場所、ならびに資料の一覧表を記載した通知によって行われる。

通知は、総会開催日の3ヶ月前に共和国の官報に掲載されなければならない。

総会は、管理運営委員会の委員長またはこの者の指名した他の構成員の司会によって行われる。

委員長は基金職員によって支援される。もしこの者に支障があった場合には、委員長の指名した者によって支援される。

総会は、法律上、基金に参加している保険仲立人の10分の1の出席をもって開催される。有権者は、書面によって、代理人を任命することができる。

総会は、出席者の過半数をもって、管理運営委員会の3名の構成員、1名の常勤監査人および1名の非常勤監査人を任命する。投票結果が同数の場合には、決選投票とする。

管理運営委員会または会計監査委員会の構成員の1名が退任した場合には、その日から2ヶ月以内に、同じ様式により、総会が召集されなければならない。

総会が所定の期間内に保険仲立人の代表者を選任しなかった場合には、この者は、委員の構成員が基金参加者の中から指名し、商工大臣令によって任命される。

第12条（年間拠出金）

保障基金への参加者の支払う拠出金の額は、事業期間および取引額を考慮したうえで、前営業年度中に基金の参加者によって取得された手数料の0.5パーセントを下限として、毎年、商工大臣令によって決定される。

取得した手数料の額は、法律第8条に定められた契約の年次総合決算報告書に記載されなければならない。

拠出金は、毎年、7月末日までに基金に支払われなければならない。

第13条（基金の参加方式）

保険仲立人が業務の執行中に招致させた損害を被ったと主張する被保険者または保険企業は、受領通知付きの書留郵便により、事実および自己の認識するすべての状況を、遅滞なく基金に通知しなければならない。

委員長は、通知の写しを、法律第12条に定められた委員会の委員長および法律第4条g文に定められた保険者に対して送付し、被害者に対して保険契約の必要事項および保険者の名称を通知する。

管理運営委員会は、必要な場合には情報を収集し、保険仲立人の意見を聴聞した後、基金の財産権の保護および補償に必要な行為を決定する。

法律第4条g文に定められた保険者は、損害が保険契約によって限度額内で補償されると判断した場合には、通知を受領した日から30日以内に基金に対して通知する義務を負う。これに該当しない場合には、当該期間内に、損害の全部または一部が賠償されないと判断した理由を通知する義務を負う。

基金は、損害を保険契約によって限度額内で補償することを認めされるために、法律第4条g文に定められた保険者を相手に訴訟を提起することができる。基金は、保険仲立人に対して提起された訴訟に参加すること、⁽³⁸⁾ および民法第1917条第4項に基づいて被保険者を裁判に召還することができる。

第14条（基金の代位）

基金は、法律第4条f文および本規則第2条に基づいて、基金が支払った額に相当する金額につき、損害賠償として被保険者の保険仲立人に対する権利に代位する。

第15条（拠出金に関する情報）

商工省私保険団体利益保険総局は、法律第8条第1項および第2項に定められた決算報告書または貸借対照表の写しを、それを受理した日か

1979年2月7日法律第48号等

ら8日以内に基金管理運営委員会に対して送付する。

管理運営委員会はこれらの書類に不正を発見した場合、または拠出金の額が負担すべき額を下回っているという疑念を持つ場合には、法律第12条に定められた委員会に対してその旨を通知する。

第16条（拠出金の不払）

拠出金の支払に関する第12条に定められた期限から30日が経過した場合には、基金管理運営委員会は法律第12条に定められた委員会に対してその旨を通知する。

法律第12条に定められた委員会は、保険仲立人に対して、履行すべき拠出金の支払および50日間は遅延利息を控除する旨を、受領通知付きの書留郵便により遅滞なく警告する。

警告に従わなかった保険仲立人は、法律第9条第1項に定められた行政上の制裁を除いて、名簿からの除名措置が講じられる。

第17条（会計年度）

会計年度は9月1日に開始し、翌年の8月31日に終了する。

第18条（予算報告書）

管理運営委員会は、営業の開始する60日までに収入および営業経費の予算報告書を承認し、それを会計監査委員会に通知する。

会計監査委員会は、その後の50日以内に、自己の報告書を提出し、予算報告書を遵守および提示しなければならない。

予算報告書は、会計監査委員会の報告書とともに、ただちに商工省に通知されなければならない。

第19条（業務貸借対照表）

基金の業務貸借対照表は、決算報告書および損益計算書で構成される。

貸借対照表は、適用される限りにおいて、民法第2423条以下の規定に準じて作成される。

管理運営委員会は、営業の終了日から90日以内に貸借対照表を承認し、報告書に添付して会計監査委員会に対して提出しなければならない。

貸借対照表は、管理運営委員会および会計監査委員会の報告書とともに、承認のために遅滞なく商工省に通知されなければならない。

第20条（監督）

保障基金は商工省の監督に付される。

第21条（人事）

管理運営委員会は、保障基金の設立から30日以内に、機構表と基金の機能を要求するために受け入れられる人事組織とを決定する。

機構表および人事組織は、前項に定められた決定の通知から20日以内に、商工大臣により承認されなければならない。

管理運営委員会は人事採用方法に関しても決定する。決定は商工大臣の承認に付される。

第22条（暫定規定）

本規程が適用される場合には、基金管理運営委員会および会計監査委員会は、最初の営業に関する貸借対照表の承認命令が公布される日までその任務を継続する。

前項に定められた機関に所属する保険仲立人の代表者は、委員会の構成員が名簿に登録された保険仲立人の中から指名し、商工大臣令によって任命される。

(36) 民法第2403条(監査役会の義務)「第1項：監査役会は会社の管理を監督し、法律および設立趣意書の遵守につき監視し、かつ、会社の経理の正

常性の保持、会計の帳簿および文書の結果と損益計算書および貸借対照表との一致、ならびに会社資産の評価に関する第2426条に定められた規定の遵守を確認しなければならない。

第2項：監査役会はこの他に、少なくとも3ヶ月ごとに現金出納の堅実性および会社の所有する、または質、保証もしくは保管のため会社に受領された権利証類および有価証券の存在を確認しなければならない。

第3項：監査役はいつにても、たとえ単独であっても、検閲および監督に関する諸行為を行うことができる。

第4項：監査役会は、取締役に対して、会社業務の執行または特定事務に関する報告を求めることができる。

第5項：実施された確認の諸事実は、第2421条第5号に定められた帳簿に明記されなければならない。」

(37) 民法第2405条(取締役会の会議および総会への参加)「第1項：監査役は取締役会の会議および総会へ参加することを要し、かつ、執行委員会の会合に参加することができる。

第2項：正当の理由なくして総会に出席せず、または会社の会計年度中、取締役会の会議に2度出席しない監査役は、その職務から失権する。」

(38) 拙稿「民法典(1942年3月16日勅令第262号)——イタリア保険法典(5)——」神戸学院法学27巻4号(1998年1月)743頁を参照。

(39) 風間・前掲注(18)368頁～371頁を参照。

ブローカー契約

A) 《仲立書類》(ブローカー・顧客間)

1. 本書類をもって、自動車事故およびグループ企業の事故に関する保険契約の技術的管理運営に関して、貴社に当社の代表者をご紹介します。

その限りにおいて、貴社は、当社の費用および指定により、関係するすべての保険会社と取引することができます。

本任務は期限を特定することなく付与され、書留郵便によって、当事者双方によって取り消すことができます。

当社は付与されたものに類似した任務を本日受理したことを貴社にお知らせします。

2. 当社との間で適宜なされた合意に従って、保険に関する当社の計画を実行し、保険会社との間で補償および／または必要とされる修正に関する交渉を行う権限を排他的に有する当社のブローカーをご紹介します。

ご紹介は当社との間でなされた合意に基づいてただちに発効し、付与された任務を撤回し、代替します。

当社の業務は無償で提供され、当社の職務を介して強要されない旨を合意します。

3. 本書類をもって、すべての支配企業および同一グループ企業について、保険ブローカーの任務を貴社にお約束します。本任務は、期限を特定することなく付与され、3ヶ月前の予告によって当事者双方によって取り消すことができます。

当社の仲立および相談業務については、当社からお客様に対して費用をいっさい要求しません。そして、保険に移転させる危険を特定する段階、保険契約を締結する段階、および発生した保険事故の清算段階において当社が必要とするのは、貴社のご配慮です。

4. 当社は本書類をもって、お客様に当社のブローカーをご紹介し、保険の計画および関係に関する当社のすべての要求ならびに当社の監督を介して、当社に提示される支援および相談任務を貴社に委ねます。

期間は1年間で、満期の3ヶ月前までに解約通知がなければ、自動的に更新される指名および任務によって、貴社と平等の条件で選択関係を開設します。

前掲の内容に基づいてなされる給付において、以下のことが行われます：

a) 市場において取得できるよりすぐれた包括的な条件において、そして、当社との間でなされ、当社によって事前に認められた相談によって企画された計画に基づいて、貴社が保険の完全な補償の可能性を当社の提示する準備をすること。

1979年2月7日法律第48号等

b) 前掲の内容に基づいて、当社が締結する保険契約において、貴社の配慮は保険に施される修正および適正化の他に、保険料の支払ならびに保険契約および保有契約の構成（適用法規、定期的な通知、保険事故発生および保険契約に関する一般的な事象の通知および取扱、統計、支払期日計画書等）に関して、当社に完全な協力を提供すること。

前掲の内容を目的として、貴社は取引を行う権限を有し、その結果を受け入れるものとします。ただし、契約の締結に関するお客様の権限はこの限りではありません。貴社が交渉および保険契約締結の結果を受け入れられるか否かは、貴社のご判断に委ねられます：

c) 貴社は最も重要で名声の高い会社との間で取引されます。

d) 貴社によって、ただ今から、貴社に委ねられた任務の遂行に関する最も広い監督、すなわち、いつにても第三者を介して実行される監督に同意して下さい。

e) おわりに以下のことをご理解下さい。貴社に付与されました任務およびその遂行は、当社に対する賠償金の支払または費用の償還を必要としないこと。貴社は、保険会社によって貴社に支払われる委託料に関して、補完または立替の賠償を放棄すること。

以上の内容に同意される場合には、貴社におかれましては、承認の署名をなされた書類の中に本書類の内容を記載して下さい。

5. 貴社におかれましては、貴社との合意に基づき保険の計画を実行し、保険会社との間で補償内容および／または必要と思われる修正を交渉する権限を排他的に有する当社のブローカーを指名したことをお確かめ下さい。

一連の契約締結手続（保険契約および特約の締結、更新、修正または入替、および保険に関するすべての他の事柄）がなされる場合には、貴社におかれましては、明確な承認および署名によってこれらを受け

入れる義務があります。

この点に関して、お客様は、当社が関係する実際の契約の実行について、貴社に移転することについて利害関係を有する会社と交渉することができます。貴社は、保険に関する当社の立場を集中させることができると解される代理人に保険契約を移転させることができます。

直接的な関係が始まるにあたって、保険会社の判断は当社により拒否され、貴社に向けられることがあります。

当社が締結した保険契約について保険事故が発生した場合には、貴社におかれましては、最大限の配慮と注意をもって当社の利益を保護する義務があります。保険事故の清算に関する方式および額に関する同意は、当社の権限とします。

本指名はただちに効力を発し、無期限の効力を有します。ただし、当社による取消、および事前の連絡を伴う貴社による放棄の権限がある場合には、この限りではありません。取消および放棄ともその効果の発生に3ヶ月を必要とします。

貴社の任務は当社に対して無償で提供されます。貴社の責任に関しては、当社から賠償、てん補および／または償還によって追求されることはありません。

保険相談業務、保険証券の管理および保険事故処理の支援

本書類をもって、貴社から委託された保険証券、および保険契約の締結後発行され、または当社から交付されたすべての保険証券を管理する任務を貴社に付与します。したがって、貴社は、当該保険証券に関するすべての通知、当社の計算で行われた支払の領収証、契約内容の変更および代替した保険契約を各保険会社から引き戻すことができます。この他に、貴社は、締結を望み——事前の当社の費用で——保険会社および第三者と交渉する契約に関する通知を、当社の計算で行うことができます

1979年2月7日法律第48号等

す。この結果、貴社におかれましては、対象となっている保険契約に関するすべての内容を当社の費用で行い、(当社の事前の承諾に基づいて)明確にする責任を負担して下さい。当社が貴社に付与しました任務を多くの保険会社に知らしめるために、適宜、当該会社宛に送付する書面の写しをご提示します。満期の変更に関する具体的な提案、保障内容の記載された契約の一覧表、満期の一覧表および支払計画書を、保険計画書とともに当社にご送付下さい。

この他に、以下のことにつきまして、当社の業務規程をお守り下さい：

- a) 保険証券の正確な解釈に必要な説明および解説、ならびに危険の動的状況に関連して記述される補償の拡大に関する説明および解説を、当社の請求に応じて最大限行うこと。
- b) 保険約款および価格に関して、保険における当社の立場に関する貴社の意見を毎年あらためるよう用意しておくこと、ならびに、日記帳、保険計画提案書、当社の計算で行われる業務に関する勘定書の写しを、1年に1回の割合で当社に提出する用意をしておくこと。
- c) 当社が関係する保険の変更、および保険市場の変更または職業の変更に関して、貴社が知りうる限りにおいてすべて報告すること。

貴社が検査結果を検討された内容の承認の全部または一部を遂行されることを留保します。しかし、執行の順序、当社または当社が指名した他の保険仲立人、イタリアの保険会社、または監督官庁が合法的に免許を付与した外国の主要な保険会社において保険に付される危険を配置することについては、当社に優先権があることをご認識下さい。ただし、すべての実行関係(たとえば、保険料の支払、保険契約の内容変更の要求、保険事故発生通知等)、および当社または当社の指定した保険仲立人を介して当社が締結した保険契約の実行をつねに維持しなければならない合意に基づきます。契約が有効になるまで、そして、この任務が終了

した後は、付保された危険の代替、増加、移転またはその他の変化の場合においても、当社の同意なくしては、当社によって調整された場所において、保険代理人または保険事務所が提示した保険契約に変更できません。

貴社に、当社の利益において関連したすべての責任を用意し、当社に必要な保険事故の説明および限定を行う以下の任務を付与します。当社の費用で保険事故発生の通知を集め、署名し、提示すること、確認のために陸運事務所に加入すること、年代順の要約を請求すること、交通警察または裁判所に対して書類を提出または取り戻す場合に協力すること、当社の費用で相手方と応対すること、——当社の承認後——専門家および熟練者に任務を付与すること、交渉を限定すること、当社に重要な事項を含んだ、当社の署名のために必要な書類を引き戻すこと。

貴社の給付に関して、当社は、通常のすべての費用を含み、当社が認める特別費用を除いた前払に関する1枚の年次請求書で支払われる……リラの月額を認めます。差額の支払を除いて、当社の給付額を調べた後に、当社が事前に認めた部分において作成されなければなりません。その割合は、取引の数および全体に関連して、当社の保険計画の保険契約に関してお客様が獲得される貯蓄の……パーセントの割合とします。

前掲の額について、当社は通常の見積書に基づいて行動します。保険事故処理業務に関しては、前述のことと加えて、相手方または当社の保険者によって給付に関する最終額を承認するか、償還または控除を反対されるか、強く求められるかによって決定します。

必要な場合には、当社は、関係者に関する任務の通知書面を貴社に送付します。この任務は、満期に関する6ヶ月の予告に基づいて、書留郵便により通知される取消まで有効です。本書類により任務が更新される場合には、当社は貴社に対して、これまでの任務を介して当社が今日まで行ってきた帳簿の作成について同意します。当社の費用で行われた支払のすべての領収証を当社に渡されたことを確認します。補償の最初の

1979年2月7日法律第48号等

要求額を充足するために……リラを貴社にお渡し致します。そして、……最新の支払計画を当社にお渡し下さい。任務の遂行の開始の確認をお知らせ下さい。

付 表

貴社におかれましては、当社が託する任務……に対して当社が付与した注意を払い、当社が適宜発行した保険証券、および貴社が当社の名称で受け入れられた保険証券を管理して下さい。

したがって、保険証券に関するすべての通知を当社に対して行い、当社の計算でなされた支払の領収証を当社にお渡し下さい。変更または清算に関する行為、代替した保険契約、……とともに、交渉を行うことを望まれる保険事故発生の通知を含む契約に関するすべての通知を受け入れる——本質的には——引き受けられた保険証券に関連するすべての処理を当社の費用で取り扱い、そして限定する任務をご負担下さい。

B) 《仲立規則》（保険企業・プローカー間）

両者間でなされた合意に関連して、……の引き受けた総代理人（——端的には——指名された総代理人）は、当社の引き受けたすべての種目において、当社から——引き受けられた任務の事前の提示——当社の顧客の名称および費用で、当社の顧客の利益において、保険契約を締結する目的で提示された保険の申込を検討することが望ましいことを貴社に伝えます。

保険契約は、——当社は、議論の余地のない決定に明確に留保される顧客の個別の要求または危険の特性という例外の場合を除く——1年間または複数年の期間を有し、1年単位で破棄することができます。貴社との関係は、——相互の利用可能性の領域において——以下のように規律されます：

第1条：貴社の代理権限を排除することによって、総代理人は、要求

された保険契約の締結に対して同意をするか否かに関して留保される。

第2条：提案は、危険の正確な特定および分類を目的として、すべての段階で行なわなければならない。ただし、必要に応じて、直接に検査、現場検証等を行う会社の権限を除く。

第3条：当社が引き受けた保険契約が貴社に対して渡され、貴社は、貴社の顧客に署名をさせ、第4条第2項に定められた期間内に、適宜当社の権限を当社に戻す。

第4条

第1項：貴社の顧客の任務に関して、顧客の名前および計算で保険料を直接当社に支払う場合には、——保険料の支払に関して貴社の顧客の責任を負担する——保険保障は保険料が支払われた日の24時間以内に効力を有し——その後の分割保険料の支払によって——保険証券または法律に定められた許容範囲期間が経過すると、書面による別段の合意を除き、保険料が当社に支払われる日の24時まで停止する。

第2項：貴社の利便さを考慮し、貴社に対して、月ごとに、5日間の許容範囲内において、先月に徴収された保険料を当社に送付する権限を与える。ただし、当社に対して通知する義務を貴社の基本的な義務とする。——貴社の場合——すべての共同保険者に対して、毎日——テレックスまたは電報により、またはもっぱら書留で送付されるモジュール様式で——保険料が貴社から当社の処分に委ねられる。本契約は、テレックスまたは電報が到達した時から24時間で発効するか、または、——書留のモジュールの場合には——送付の消印から24時間で発効する。

第3項：第4条第1項および第4条第2項の規定は、前払保険料および後払保険料においても有効である。

第4項：顧客はつねに、保険料の支払に関して——共同保険者であ

っても——当社に対して責任を負担する。

第5項：当社の被保険者である貴社の顧客の受任者として保険料の支払に関する領収証を貴社に交付する。貴社に対する交付は、——貴社の機関に関する明確な動機を介して——支払期日における適切な前払をもって、委任の方法で行われる。それは貴社に渡されなければならず、第4条第2項に定められた通知の日の後に、貴社の顧客である当社の被保険者を渡す。この日付またはその後の日は、領収証の実際の支払日となる。

第5条：当社に委ねられた取引に関して、本書類を補完する付表に定められた額の《手数料》で賠償される。《手数料》は、貴社の活動を完全に賠償し、すべて貴社の費用で賠償される。第三者に対する賠償および／または手数料を排除しない。

- a) 《手数料》の規則は、その後の15日において定められた差額の調整を除き、第4条第2項に定められた支払の場合に実行される。
- b) 例外的に複数年間継続する保険契約の場合には、《手数料》は、保険料の年間分割額の支払時に請求される年次額において承認される。ただし、事前に数えられる形式による支払の場合を除く。
- c) 総代理人が何らかの原因で、保険料の全部または一部を被保険者に償還しなければならない場合には、貴社は、償還される保険料の額に応じて、《手数料》を当社に返還する義務を負担する。保険事故の発生による契約の解除の場合は、および、この措置が貴社の判断でなされる場合は除く。
- d) 解約通知の場合には、総代理人は、貴社が獲得した契約の残りの全期間について、そして、解約通知の時に進行中の保険料について（契約の支払期日前の減額を除く）、付表の《手数料》を貴社に承認する義務が負う。前述のことは、当社の代理人の

保有契約に含まれる保険契約について妥当する。

- e) 顧客の側が任務を取り消した場合には、進行中の複数年の保険契約の残りの期間に関する＜手数料＞については、貴社は権利を有しない。ただし、最大50パーセントの限度内における特別の合意を除く。
- f) 貴社が、他のブローカーの介入により獲得された契約を管理しなければならない場合には、本契約について、貴社は＜手数料＞報酬に関する権利は有しない。ただし、特別の合意およびブローカーとの間の合意を考慮する場合を除く。

第6条：貴社が、当社との間で進行中の保険契約を管理することを委任された貴社の顧客から受け取らなければならない場合には、当該保険契約は——当事者間で別段の合意をした場合を除き——保険契約を管理している代理人、または契約が移転された代理人の保有契約にとどまる。この場合には、いかなる責務も当社の負担とはならない。

第7条：明示された当社の取扱およびその関連、および本書類で当社の引き受ける派生任務は、理由を示すことなく、そして、いかなる性質の損害てん補金または賠償金を支払うことなく、いつにても当社により取り消されることができる。第6条d文に定められた＜手数料＞が意図される場合を除く。同様の取消権が貴社に帰属する。

第8条：本書類に関する解釈および実行をめぐる意見については、当事者はもっぱら……裁判所において表明する。

元受保険および再保険ブローカー倫理規則

イタリア元受保険および再保険ブローカー協会は、法令、慣習および専門家としての伝統によって課された義務に慎重に従う責任を負うブローカーに委ねられている利益の重要性を自覚する。

以下のことを考慮する：

享受する独立性は、自己にいかなる特権も与えないが、反対に、
厳格な倫理上の義務に従うことを義務づけること、
元受保険および再保険ブローカーの職業上の適切な規制は、保険
市場の全体の発展ならびに被保険者および預金者の保護を確保する
意味において、社会的に重要であること。

一般的性格の行動として考慮されなければならない、元受保険およ
び再保険ブローカーの倫理規則を、以下のように作成する。

倫理規則

ブローカーの業務は、顧客、保険者および同業者に対して、専門性、
独立性および透明性の原則に基づかなければならない。

顧客に対するサービス

ブローカーは以下のことを行わなければならない。

- a) 顧客に対する自己の考察に基づいて、保険期間および仲立任務
期間をも考慮して、顧客の利益を保護すること。
とりわけ、ブローカーが受領する報酬の額は、いかなる場合に
おいても業務の質に影響してはならない。
- b) 必要な保険の決定、負担する責任の範囲について顧客を支援す
ること。顧客の同意に基づいて、適切な方法で保険を充足する目的
で客觀性を厳格に遵守することにより、顧客を保険者に紹介す
ること。
- c) 契約条件を作成する場合に、顧客を支援すること。要請があれ
ば、顧客の最終的な判断のために必要な説明を行うこと。保険事
故の処理において、顧客を支援すること。
- d) 業務上知り得た秘密を守ること。

e) 顧客に対して、充分な信用のある保険者を提示すること。

プローカーは以下のことを行ってはならない。

f) 自己の広告において、虚偽の主張を行うこと。

g) 保険者に対して、虚偽の告知を知りながら伝えること、および
悪意のある保険金請求と知りながら伝えること。

h) 顧客に支払われる保険金として受領した額および保険料を、正当な理由なくして控除すること。

被保険者に対する誠実性

プローカーは以下のことを行わなければならない。

a) 最大善意において、明確かつ真実の最大限の資料を提示すること。

b) 市場の慣習および合意内容に定められた範囲内において、顧客から受領した保険料を支払うこと。

c) 顧客の保険金請求が明らかに不当な場合には、この者の請求の支援を控えること。

d) 自己の広告の中に、特定の保険者の名称および商品内容を記載すること。ただし、記載する理由が充分に明記されており、当該保険者の事前の同意がある場合は除く。

同業者間の独立性

プローカーは以下のことを遵守しなければならない。

a) 誠実な競争原理を実行すること。

とりわけ、

——手数料の割引を提示することにより、顧客と取引してはならない。

——実際の手数料の減額に対応するために、特別保険料率を認め

1979年2月7日法律第48号等

たり、提示してはならない。

——同業者を中傷してはならない。批判は客観的でなければならず、もっぱら技術的な理由に基づかなければならない。

b) 同業者との紛争は民事裁判に委ねる前に、協会の仲裁に付すこと。

c) 市場の倫理、仲立の慣習に従っていない保険者との取引は回避し、あらゆる誠意のない態度を協会に通知すること。

一般規定

すべてのブローカーは、本規則に定められた内容を遵守する義務を負う。

これに違反した者は、協会の定款に定められた制裁原則の適用を受ける。

協会事務局長は、本規則について申し立てられた違反に関するすべての指摘または請求を受理する義務を負う。

1992年2月17日法律第166号

(1969年12月24日法律第990号の対象となる自動車および
船舶の運行、盜難および火災によって生じた損害の査定
および評価を行う鑑定人の全国名簿の作成と職務)
(1992年2月27日官報第48号)

Legge 17 febbraio 1992, n.166.

(Istituzione e funzionamento del ruolo nazionale dei periti assicurativi
per l'accertamento e la stima dei danni ai veicoli a motore e ai
natanti sogetti alla disciplina della legge 24 dicembre 1969, n.990,
derivanti della circolazione, dal futuro e dall'incendio
degli stessi)

(*Gazzetta Ufficiale* 27 febbraio 1992, n.48)

第1条（名簿の作成、保管および公表）

第1項：1969年12月24日法律第990号の対象となる自動車および船舶
の運行、盜難および火災によって生じた損害の査定および評価を行う鑑
定人の全国名簿は、商工省に備え置かれる。
(40)

第2項：名簿の保管は商工省私保険団体利益保険総局に委ねられる。

第3項：私保険団体利益保険総局は毎年12月31日に名簿を更新し、そ
の後の3ヶ月以内に公表し、その写しをすべての商工農会議所に送付す
る。

第4項：各名簿には、氏名、生年月日、住居のあるコムーネ名、事務
所名、納税番号、登録日、主たる営業所の住所、および登録者が業務と
して判断または鑑定を行うにあたって相談職務を行うことにつき、管轄
権を有する地方裁判所が記載されなければならない。

第2条（名簿への登録）

1979年2月7日法律第48号等

第1項：名簿に登録されるのは、自己の名前において業務を営み、第5条に定められた要件を充足する保険鑑定人である。

第2項：名簿への登録は、第7条に定められた委員会が第5条に定められた要件の充足状況を事前に承認した後、商工大臣が理由を付記して行う。1990年8月7日法律第241号第18条の規定が適用される。

第3条（保険企業による損害の査定）

第1項：保険企業は、物の損害に関する査定および評価をみずから行った後、当該損害の査定および評価を承認する権限、または第1条に定められた名簿に登録された保険鑑定人の行った査定および評価を受け入れる権限を有する被保険者に対して、保険金の額を提示することができる。

第4条（名簿への登録の義務性）

第1項：1969年12月24日法律第990号の対象となる自動車および船舶の運行、盜難および火災によって生じた損害の査定および評価を行う鑑定人の専門家としての業務は、名簿登録者でなければ執行されることができない。

第5条（名簿への登録要件）

第1項：以下の要件を充足する者は誰でも、名簿に登録される権限を有する。

- a) イタリア国民であること、またはヨーロッパ経済共同体の一加盟国の国民であること、またはイタリア国民のために本国において同様の取扱がなされているという条件において、イタリア共和国内に居住する外国人であること。ただし、無国籍者は除く。
- b) 市民権を有していること。
- c) 行政、裁判、公序、公経済および商工業、財産に関する犯罪に

ついて、法律が2年以上または5年以下の懲役刑を定めている無過失の刑罰、社会保障および社会福祉に対する拠出金の不払による有罪、または3年以上の公職の執行停止を付帯する刑を伴う刑罰を科されていないこと。

- d) 技術指導高等学校の卒業資格または学士号を有していること。
- e) 業務の執行に関する特別な技術について、筆記または口述試験によって適格性の証明を行ったこと。ただし、技術分野における工業専門家の資格または工学士号を有している者、および3年以上にわたり関連した専門家名簿に登録されていた者は除く。適切な税務書類から生じる特別分野における業務を3年間執行してきた者も同様である。

第2項：公法人、保険企業または法人は、保険鑑定業を営むことができない。保険代理人名簿および保険仲立人名簿に登録されていない者、自動車および船舶の修繕人およびこの者と使用関係にある者は、保険鑑定業を営むことができない。ただし、専門家としての資質を向上させる目的すでに認められている違反はこの限りではない。

第3項：名簿への登録申請の様式、適格性を審査する試験の問題および要綱、試験実施委員会の構成員、この者への報酬、申込方法ならびに試験の実施方法は、本法が適用されるにあたり、本法の施行日から3ヶ月以内に公布される商工大臣の命令によって定められる。

第4項：名簿登録申請書には、1972年10月26日共和国大統領令第641号に添付された料金表第117号b文に定められた15万リラの政府認可料金を支払った旨の証明書が添付されなければならない。支払はローマにある登録局で行われなければならない。

第5項：1990年8月7日法律第241号第2条、第18条、第19条、および第20条の規定が適用される。

第6条（名簿からの抹消および再登録）

1979年2月7日法律第48号等

第1項：以下の場合には、商工大臣は、第7条に定められた全国委員会の意見を聴聞した後、理由を付したうえで名簿から抹消する。

- a) 登録の放棄。
- b) 第5条第1項a文およびb文に定められた条件の一つの喪失。
- c) 第5条第2項に定められた矛盾の発生。
- d) 第5条第1項c文に定められた犯罪の一つによる有罪判決。
- e) 除名。
- f) 破産宣告。

第2項：名簿への再登録は、放棄の場合には、制限なく申請され、抹消が第1項b文およびc文を理由になされた場合には、抹消を決定した前提が消滅した後、抹消が第1項d文を理由になされた場合には、刑罰が消滅した後、抹消が第1項f文を理由になされた場合には、業務を再開した後、除名から5年が経過した後に行うことができる。再登録には登録手続が踏襲され、先の登録の際に受けた試験の結果が効力を有する。

第7条（保険鑑定人全国委員会）

第1項：1969年12月24日法律第990号の対象となる自動車および船舶の運行、盗難および火災によって生じた損害の査定および評価を行う保険鑑定人全国委員会が、商工省に設置される。

第2項：委員会は以下の者で構成される。

- a) 委員会を統轄する商工省次官1名。
- b) 副委員長の肩書を有する私保険団体利益保険総局長1名。
- c) 私保険団体利益保険総局の役職員の肩書を有する職員1名。
- d) 国庫省の役職員の肩書を有する職員1名。
- e) 名簿登録者の代表者4名。
- f) 保険企業の代表者1名。
- g) 私保険団体利益保険監督局⁽⁴¹⁾ (ISVAP) の代表者1名。

第3項：委員会の事務業務は、私保険団体利益保険総局の業務における

る職務レベル8号以上の資格を有する職員により執行される。

第4項：委員会のすべての構成員、委員長および副委員長を除く第2項c文、d文、e文およびf文に定められた構成員の代行者、ならびに事務職員およびその代行者は、任期を3年とし、商工大臣の命令によって任命される。

第5項：第2項e文およびf文に定められた構成員ならびにその代行者は、全国規模の代表者で構成される各企業団体および職業団体の指名に基づいて任命される。これらの団体が指名要請の日から30日以内に指名しなかった場合には、これに適正の者が商工大臣の判断によって任命される。構成員および事務職員には、1956年1月11日共和国大統領令第5号および1972年6月30日共和国大統領令第748号にかかわらず、商工大臣令で定められた会合ごとに報酬が支払われる。

第6項：第2項c文およびd文に定められた構成員の代行者は、それぞれ私保険団体利益保険総局長および国庫大臣の指名に従って任命される。

第7項：委員会は構成員の過半数で決議される。同数の場合には、委員長票が優先する。

第8項：委員会は、名簿の作成および内容に関するすべての問題について商工省の諮問機関となる。委員会はこの他に、名簿への登録について規律的行動を促進し、確立するとともに、商工大臣に対して採用すべき規律的措置を提案する任務を有する。

第8条（保険鑑定人県委員会）

第1項：1969年12月24日法律第990号の対象となる自動車および船舶の運行、盗難および火災によって生じた損害の査定および評価を行う保険鑑定人県委員会が、すべての商工農会議所において設置される。

第2項：委員会は3年ごとに更新され、以下の者によって構成される。

a) 商工農会議所会頭またはその委任者1名。

1979年2月7日法律第48号等

- b) 事務業務をあわせて執行する商工農会議所の職員1名。
- c) 名簿に登録された鑑定人の代表者3名。これら者は商工農会議所会頭により任命されるが、このうちの1名は専門家名簿の登録者であることを要し、全国規模の代表者で構成される各企業団体および職業団体によって、名簿登録者の中から指名される。

第3項：県委員会は、本法によって委任された職務を遂行する他に、以下のことを行う。

- a) 名簿の保管職務を執行すること。
- b) 保険鑑定人業務執行の合法性を監督すること。
- c) 名簿登録者の専門家としての倫理に関する規制職務を執行し、保険鑑定人業務の正当な執行について監督すること。
- d) 保険鑑定人の専門家としての資質、およびその向上を促進させるに適切な行為を行うこと。

第9条（全国委員会および県委員会の機能）

第1項：本法が施行された日から3ヶ月以内に公布される商工大臣令によって、第7条に定められた全国委員会および第8条に定められた県委員会の設置および機能に関する規定が定められる。

第10条（年間登録料）

第1項：1991年の経過後、名簿登録者は自己の登録が関連する年の1月31日までに、通常の方法で15万リラの年間登録料を支払う義務を負う。支払証明書は、支配期日から30日以内に、管轄する県委員会に送付されなければならない。

第2項：年間登録料の額は、本法の定める責務の金銭的保証を確保するように、国庫大臣との相談の後、商工大臣令によって変更される。

第3項：本条が適用されることにより生ずる収入は、国家財政の収入予算に組み込まれる適切な項目の中に、必要に応じて算入される。

第11条（懲戒制裁）

第1項：自己の業務の執行において、専門家としての倫理、尊厳および品格を欠く態度をとるか行為をする登録者は、以下の懲戒制裁が課される。

- a) 警告。
- b) 戒告。
- c) 除名。

第2項：警告は重要な譴責が表明された場合に軽度の違反について、理由を付記して科される。登録者には受領通知付きの書留郵便で通告される。

第3項：戒告は著しい欠訣についてなされる。登録者には警告と同じ方法で通告され、登録者が自己の業務を執行する県の商工農会議所に対しても通告される。

第4項：除名はきわめて重要性を有する事実について科され、名簿からの削除となる。除名は登録者には警告と同じ方法で通告され、登録者が自己の業務を執行する県の商工農会議所、およびイタリアにおいて活動するすべての保険企業に対して、第3項に定められた方法で通告される。

第5項：除名措置に対しては、第4項に定められた通告の伝達の日から90日以内に、登録者が自己の業務を執行した区域を管轄する地方裁判所において異議の申立を行うことができる。それは、検察官が出席する会議室において決定される。

第6項：他の専門家名簿に登録した者に対して科された本条に定められた懲戒措置は、各名簿に通知されなければならない。この場合には、1990年8月7日法律第241号第2条の規定が適用される。

第7項：懲戒措置は、第7条に定められた全国委員会の提案に基づいて商工大臣が決定する。

第12条（懲戒措置）

第1項：懲戒措置は、第8項に定められた全国委員会により執行される。この場合には、1990年8月7日法律第241号第2条の規定が適用される。

第2項：委員長は必要な承認および事実を総括した検査を行い、関係者に対して懲戒措置の開始を通告した後、報告者を指名し、口答陳述の審理日程を定める。開始決定の命令が交付された日から関係者の出頭日までの間には、60日以上の期間が存在していなければならない。

第3項：関係者に対する通告は受領通知付きの書留郵便によりなされなければならず、かつ、受信の日から20日間は、関係者が写しを入手する権限を有し、措置行為が私保険団体利益保険総局の処分に委ねられるという旨の通告を含んでいなければならない。さらに、関係者に対して、審理について定められた日の20日前に、それに応じた文書、または弁護記録書類および証拠能力のある文書を委員会に到達させる旨の要請が含まれていなければならない。

第4項：関係者は口答陳述を行うために、審理に参加する権限を有する。

第5項：委員会は口答陳述の日に報告者および関係者から事情聴取し、これらの者が要求した場合には、自己の結論を下す。

第13条（行政上の制裁）

第1項：当該行為が違法行為として法定される刑事制裁、および第11条に定められた懲戒制裁が適用される場合を除いて、本法に含まれる規定に違反した場合には、50万リラから500万リラまでの罰金を支払う行政上の制裁が課される。

第2項：行政上の制裁の承認および処罰に関する措置には、1981年11月24日法律第689号の規定が適用される。同法第18条に定められた命令—略式命令を下す権限は、行政上の不法行為がなされた場所の県商工

事務所長に帰属する。

第14条（給付率）

第1項：1969年12月24日法律第990号の対象となる自動車および船舶の運行、盜難および火災によって生じた損害の査定および評価に関して、本法の定める保険鑑定人の給付率は商工大臣令によつて定められる。その場合、第7条に定められた全国委員会、名簿に登録した保険鑑定人の全国規模の代表者によって構成される企業団体、および保険企業の代表者によって構成される協会の意見を聴聞する。

第2項：保険企業または法人に対してなされる給付について、その率は、全国レベルの代表者によって構成される鑑定人協会、および保険企業の代表者によって構成される協会が行った合意により決定され、商工大臣令によつて承認される。合意がなされなかつた場合には、給付率は第1項の規定に従つて決定される。

第3項：第1項に定められた給付率を決定する場合には、商工大臣は特別な領域の専門家に対して、第7条に定められた全国委員会の会合に出席するように要請する。

第4項：名簿に登録された鑑定人が行った給付に関して規定に定められた限りにおいて、裁判上の相談または公的な鑑定には及ばない。

第15条（財務上の責任）

第1項：1991年が経過すると、本法に定められた責任に対しては、第10条およびその後の改正省令に定められた年間給付率から派生する収入をもつて対応しなければならない。

第16条（暫定規則）

第1項：第5条第1項a文、b文およびc文に定められた要件を有しております、本法の施行日まで5年にわたり、1969年12月24日法律第990号の

1979年2月7日法律第48号等

対象となる自動車および船舶の運行、盜難および火災によって生じた損害の査定および評価に関する保険鑑定人の業務を継続して執行してきた者は、第3項に定められた期間内においては、名簿の登録に必要な適格性の証明が免除される。

第2項：第5条第1項a文、b文およびc文に定められた要件を有しております、本法の施行日まで2年にわたり、1969年12月24日法律第990号の対象となる自動車および船舶の運行、盜難および火災によって生じた損害の査定および評価に関する保険鑑定人の業務を継続して執行してきた者は、登録に必要な適格性の証明が免除される。

第3項：商工大臣は、本法の施行日から1ヶ月以内に公布する命令によって、1990年8月7日法律第241号の規定に従って、第1項および第2項の規定を実行するに必要な規定を採択する。

第4項：第3条に定められた規定は、本法の施行日から1年以内に発効する効力を有する。

第5項：第14条第2項に定められた協会は、本法の施行日から9ヶ月以内に給付率を決定する。

第17条（私保険団体利益保険の名簿の拡張）

第1項：1983年3月4日共和国大統領令第315号付表1および付表2に定められた私保険団体利益保険の名簿の職員経費は、本法の付表Aおよび付表Bのそれに代替される。

(40) 挙訳『イタリア保険業法(1992年末現在)』((財)生命保険文化研究所・1993年) 203頁～221頁を参照。

(41) 拙稿「1982年8月12日法律第576号(保険監督の改革)等——イタリア保険法典(7)——」神戸学院法学28巻3号(1998年1月)1頁以下を参照。

(脱稿：1999年2月10日)